



募集

詳細は募集要綱などをご覧ください。



高齢者向け優良賃貸住宅 SKM (関屋町高齢者マンション)の入居者

所在地: 関屋町163-1ほか **入居者資格:** 60歳以上の単身世帯または夫婦世帯など **間取り/家賃/募集戸数:** 1LDK (約41㎡) / 41,100~63,000円 / 1戸 (申込順) **住宅の概要:** 重量鉄骨造5階建 (バリアフリー化対応) **入居時期:** 随時 **その他:** 家賃は所得に応じ決定します。風呂・トイレ・寝室に設置された緊急非常ボタンによる緊急時対応サービスや水センサーによる安否確認サービスが利用できます。アネシス・サイトウ (花田町字齊藤75-4) の入居者も募集中です **申込先:** 住宅課 (☎51・2604)



まちづくり出前講座を希望するグループ

とき: 祝・休日、12月29日~来年1月3日を除く希望日 (1回2時間以内。夜間、土・日曜日は要相談) **ところ:** 申込者が用意する市内の公共施設など **対象:** 市内在住・在学・在勤のおおむね10人以上のグループ **内容:** 市の取り組みや、まちづくりについて学習したいグループに、市職員が出向いて講座を行います (全79講座) **費用:** 無料 (材料費など実費必要) **その他:** 詳細は市役所じょうほうひろば (東館1階)、各地区・校区市民館などで配布のパンフレット、ホームページ (<http://www.city.toyohashi.lg.jp/8851.htm>) 参照 **申し込み:** 希望日の1か月前までに直接または郵送、ファックスで申込書を市役所広報広聴課 (東館6階〒440-8501住所不要 ☎51・2166 ☎56・5711)



平成27年度民営児童クラブ 利用料助成制度

民営児童クラブに加入している児童の保護者で、一定の要件を満たしている方にクラブ利用料の助成をします。助成には、期間内に申請が必要です。

その他: 要件など詳細はホームページ (<http://www.city.toyohashi.lg.jp/23535.htm>) 参照 **申請方法:** 3月31日までに直接、市役所こども家庭課 (東館2階) **問い合わせ:** 各民営児童クラブ、市役所こども家庭課 (☎51・2858)



機能訓練事業

■理学療法士による運動指導

とき: 4月2日~来年3月の第1土曜日午後1時30分~5時 **内容:** 障害者それぞれに合ったリハビリの仕方、歩き方などを学びます

■動作法による訓練

とき: 4月23日~来年3月の第4土曜日午前9時30分~11時30分 **内容:** 適切な体の動かし方や力の入れ方、緊張の弛緩方法などを学びます **[共通事項]** **ところ:** さくらピア **対象:** 市内在住の身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳所持者と家族、介護者 **定員:** 各10人程度 (申込順) **参加料:** 無料 **申し込み:** 3月15日から、さくらピア (東新町 ☎53・3153 ☎53・3200)



認知症座談会

とき: 4月13日(水)午後1時~3時30分 **ところ:** アイプラザ豊橋 (草間町字東山) **対象:** 認知症の家族をもつ介護者 **内容:** 専門医へ相談したり、参加者同士で同じ悩みを話し合ったりします **講師:** 伊苅弘之さん (福祉村病院副院長) **定員:** 10人 (申込順) **参加料:** 無料 **申し込み:** 3月15日~4月6日に住所、氏名、電話番号を豊橋市南部地域包括支援センター (☎25・7100)

暮らし情報

支援・医療



障害者歯科診療所を開設します

4月1日(金)から、心身に障害のある方や疑いのある方への歯科診療を開始します。専用の椅子や個室もあり、落ち着いた診療を受けられます。

診療日: 木曜日 (祝日、8月13日~15日、12月29日~1月4日を除く) 午後1時30分~4時30分 **ところ:** 休日夜間歯科診療所 (中野町字中原「ほいっぷ」内) **その他:** 利用の際は事前に電話予約が必要 **申し込み:** 4月1日以降の月~金曜日 (祝・休日を除く) 午前9時~午後5時に障害者歯科診療専用 (☎090・5106・8572) **問い合わせ:** 健康政策課 (☎39・9111)



三人乗り自転車を貸し出します

対象: 市内に住所があり、かつ在住で、満1歳以上6歳未満の子どもを2人以上育てている方 **貸出機種/年間利用料/台数:** 電動アシスト付きタイプ / 11,000円 / 85台 (抽選) **貸出期間:** 4月中旬~来年3月末 (最長の場合) **申し込み:** 4月6日 (必着) までに申込書を市役所保育課 (東館2階〒440-8501住所不要 ☎51・2309) ※申込書は3月15日からホームページ (<http://www.city.toyohashi.lg.jp/17955.htm>)、市役所じょうほうひろば (東館1階)・保育課、各保育園・認定こども園・幼稚園などで配布



三人乗り自転車

相 談



相談内容は秘密厳守。気軽にご相談ください。

※記載のない相談費用は無料。申し込みが必要な場合は申込期間が明記してあります

相談内容(対象など)	とき/定員(申込順)/担当※敬称略	ところ	問い合わせ(申込期間)
生活習慣病予防(糖尿病・高血圧など)の栄養相談(市内在住の方)	3月24日、4月14日・28日の木曜日午前9時～午後5時/管理栄養士	保健所・保健センター(中野町字中原「ほいっぷ」内)	健康増進課 ☎ 39・9145 (予約制。各前日まで)
精神保健福祉相談(市内在住で、心の病で悩んでいる方と家族)	4月13日(水)午後1時30分～3時30分/4人/精神科医		健康増進課 ☎ 39・9145 (予約制。4月11日まで)
こころの健康相談(市内在住で、気分が沈み、眠れないなどのこころの問題で悩んでいる方)	4月14日(木)・28日(木)午後1時～4時/各3人/臨床心理士※相談内容によって、医師や保健師になることがあります		健康増進課 ☎ 39・9145 (予約制。各前々日まで)
外国人母子保健相談・乳幼児の身体測定(外国人の乳幼児と保護者)	4月18日(月)午前9時30分～11時/4組		こども保健課 ☎ 39・9160 (予約制)
住宅・建築相談(建築全般・現住居の不具合・増改築・耐震相談など)	①3月23日(水)②4月13日(水)午後1時30分～4時/各3組/建築士	①市役所東123会議室(東館12階)②市役所東901会議室(東館9階)	住宅課 ☎ 51・2602 (予約制。各前日の午後3時まで)
弁護士による法律相談	①3月30日(水)②4月6日(水)③4月13日(水)午後1時～4時(1組30分)/各6組	市役所安全生活課(東館12階)	安全生活課 ☎ 51・2304 (①は3月16日、②は3月23日、③は3月30日午前8時30分から)
	4月8日(金)午後1時～4時(1組30分)/6組	つつじが丘地域福祉センター(佐藤五丁目)	豊橋市社会福祉協議会 ☎ 54・0294 (予約制)
	4月28日(木)午後1時～4時(1組30分)/6組	大清水地域福祉センター(大清水町字大清水)	
	4月28日(木)午後2時～3時(1組20分)/3組	愛知県東三河県民相談室(愛知県東三河総合庁舎1階)	愛知県東三河県民相談室 ☎ 52・7337 (予約制。4月14日午前9時から)
不動産相談(不動産の売買、賃借などの契約やトラブル、空き家の活用)	4月4日(月)午後1時～4時(1組45分)/4組	市役所安全生活課(東館12階)	安全生活課 ☎ 51・2304 (予約制。3月18日午前8時30分から)
農家(農事)相談	4月4日(月)・18日(月)午後1時30分～3時30分	市役所農業委員会室(西館3階)	農業委員会 ☎ 51・2950
行政書士による書類作成相談(契約書、遺言書、遺産分割協議書、農地転用、建築許可など)	4月8日(金)午後1時～3時(1組30分)/4組	市役所安全生活課(東館12階)	安全生活課 ☎ 51・2304 (予約制。4月6日午後5時15分まで)
司法書士による相続登記相談(不動産の相続・贈与など)	4月11日(月)午後1時～4時(1組30分)/6組		安全生活課 ☎ 51・2304 (予約制。3月28日午前8時30分から)
不動産の無料相談会(土地価格・地代・家賃・借地権・相続時の土地の分割・不動産の有効利用など)	4月16日(土)午前10時～午後4時/不動産鑑定士	カリオンビル(松葉町二丁目)	(公社)愛知県不動産鑑定士協会 ☎ 052・241・6636
警察安全相談(暮らしの安全に関わる相談)	月～金曜日(祝・休日を除く)午前9時～午後5時	—	警察本部相談コーナープッシュホン ☎ #9110、ダイヤル回線 ☎ 052・953・9110
市民相談(生活上の悩み事など)	月～金曜日(祝・休日を除く)午前9時～午後5時(受け付けは午後4時30分まで)	市役所安全生活課(東館12階)	安全生活課 ☎ 51・2300 ※電話相談も可
多重債務者相談(債務整理の相談など)	月～金曜日(祝・休日を除く)午前10時～午後4時30分		安全生活課 ☎ 51・2305 ※電話相談も可
消費生活相談(消費者トラブル、架空請求など)	月～金曜日(祝・休日を除く)午前10時～午後4時30分	市役所安全生活課(東館12階)	安全生活課 ☎ 51・2305 ※電話相談も可
	土・日曜日(祝・休日を除く)午前9時～午後4時	愛知県消費生活総合センター(愛知県自治センター1階)	愛知県消費生活総合センター ☎ 052・962・0999 ※電話相談も可
行政相談(国や特殊法人に対する苦情、不満、要望など)	第1～4木曜日(祝・休日を除く)午後1時～3時/行政相談委員	市役所安全生活課(東館12階)	安全生活課 ☎ 51・2304 ※電話相談も可